有株式等（第三十九条の二十の八第二項に規定する請求権勘案直接保有株式等をいう。次項において同じ。）の占める割合を乗じて」に改め、同条第三項中「」又は」を「以下この項において同じ。）」に、」につき、第三十九条の百十九第三項の規定の例により計算した金額」を「以下この項において同じ。）又は金融関係法人部分適用対象金額（特殊関係株主等である連結法人の前十年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された個別金融関係法人部分課税対象金額に係るものに限る。以下この項において同じ。）に、当該外国法人の当該適用対象金額、部分適用対象金額又は金融関係法人部分適用対象金額に係る各事業年度終了の時における発行済株式等のうちに当該各事業年度終了の時において当該特殊関係株主等である連結法人の有する当該外国法人の請求権勘案直接保有株式等の占める割合を乗じて計算した金額の合計額」に改め、同条第五項第一号中「若しくは個別部分課税対象金額」を「、個別部分課税対象金額若しくは個別金融関係法人部分課税対象金額」に、「若しくは同条第四項」を「、同条第六項」に、「(法」を「若しくは同条第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額（法」に改め、同条第七項中「」又は」を「以下この項において同じ。）」に、」につき、第三十九条の百十九第九項の規定の例により」を「以下この項において同じ。）又は金融関係法人部分適用対象金額（特殊関係株主等である連結法人の配当連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入される個別金融関係法人部分課税対象金額に係るもの」に改め、同条第十項中「」又は」を「以下この項において同じ。）に、当該他の外国法人の当該適用対象金額、部分適用対象金額又は金融関係法人部分適用対象金額に係る事業年度終了の時における発行済株式等のうちに当該事業年度終了の時において当該特殊関係株主等である連結法人が同条第十項第一号の外国法人を通じて間接に有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数（同項第二号イに規定する間接保有の株式等の数をいう。次項において同じ。）の占める割合を乗じて」に改め、同条第八項中「」又は」を「以下この項において同じ。）」に、」につき、第三十九条の百十九第十項の規定の例により計算した金額」を「以下この項において同じ。）又は金融関係法人部分適用対象金額（特殊関係株主等である連結法人の前二年以内の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された個別金融関係法人部分課税対象金額に係るものに限る。以下この項において同じ。）に、当該他の外国法人の当該適用対象金額、部分適用対象金額又は金融関係法人部分適用対象金額に係る各事業年度終了の時における発行済株式等のうちに当該各事業年度終了の時において当該特殊関係株主等である連結法人が同条第十項第一号の外国法人を通じて間接に有する当該他の外国法人の間接保有の株式等の数の占める割合を乗じて計算した金額の合計額」に改め、同条第九項中「第三十九条の百十九第十一項」を「第三十九条の百十九第十二項」に改め、同条第十項中「損金算入」を「限る。」に、「特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入等」を「特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例」に改め、同条第十一項中「特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入等」を「特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例」に改める。

第三十九条の百二十の九第一項中「又は第四項」を「、第六項又は第八項」に改め、同条第二項中「係る外国関係法人」の下に「（法第六十八条の九十三の二第一項に規定する外国関係法人をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「その有する」を「その直接及び間接に有する」に、「法第六十六条の九の二第二項第四号に規定する直接及び間接保有の株式等の数（以下この項において「直接及び間接保有の株式等の数」という。）」を「株式等」に、「有する当該外国関係法人の直接及び間接保有の株式等の数」を「直接及び間接に有する当該外国関係法人の株式等」に、「有する直接及び間接保有の株式等の数」を「直接及び間接に有する株式等」に改め、同条第三項中「又は第四項」を「、第六項又は第八項」に改め、同条第四項中「第六十八条の九十三の二第十三項」を「第六十八条の九十三の二第十三項」に改め、「（第三項、第七項及び第八項を除く。）」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「第三十九条の百二十の四まで及び第三十九条の百二十の七から」を削り、同条第五項中「第三項、第七項及び第八項を除く。）」及び「第三十九条の百二十の四まで若しくは第三十九条の百二十の七から」を削る。

第三十九条の百二十二を第三十九条の百二十一の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（中小連結法人の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用）

第三十九条の百二十二　法第六十八条の九十八第二項に規定する政令で定める金額は、同項の連結親法人又はその連結子法人がその有する国内にある減価償却資産で同項に規定する事業再編促進対象事業の用に供されていたものにつき同項に規定する設備廃棄等を行った場合の次に掲げる額その他当該設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額の合計額として財務省令で定めるところにより証明がされた金額とする。

一　当該減価償却資産の当該設備廃棄等の直前の帳簿価額及び当該減価償却資産の取壊し、除去又は廃棄の費用その他当該設備廃棄等について生じた付随費用に係る損失の額

二　当該設備廃棄等と併せて廃棄又は売却をされる当該連結親法人又はその連結子法人の有する棚卸資産の当該廃棄又は売却による損失の額及び当該廃棄又は売却に係る経費その他付随費用に係る損失の額

2　法第六十八条の九十八第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、法人税法第八十一条の三十一の規定により還付を受ける金額の計算の基礎とする法第六十八条の九十八第一項ただし書に規定する災害損失欠損金額に、当該連結事業年度において生じた連結欠損金額に係る同条第二項の連結親法人及びその各連結子法人の法人税法第八十一条の九第六項に規定する連結欠損金個別帰属額（同条第二項の規定により連結欠損金額とみなされたものに係る部分の金額を除く。以下この項において同じ。）の合計額のうちに当該連結欠損金額に係る当該連結親法人又はその連結子法人の同条第六項に規定する連結欠損金個別帰属額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

3　連結親法人が法第六十八条の九十八第一項ただし書に規定する設備廃棄等欠損金額がある場合において法人税法第八十一条の三十一の規定の適用を受けたときの法人税法施行令第百五十五条の二十一第二項の規定の適用については、同項第四号中「連結欠損金額に」とあるのは「連結欠損金額（設備廃棄等欠損金額（租税特別措置法第六十八条の九十八第一項ただし書（中小連結法人の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用）に規定する設備廃棄等欠損金額をいう。以下この号において同じ。）がある場合において、当該設備廃棄等欠損金額につき法第八十一条の三十一の規定の適用を受けたときは、同条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた設備廃棄等欠損金額を控除した金額）に」と、「計算した金額」とあるのは「計算した金額と当該連結法人の設備廃棄等欠損金個別帰属額（当該基礎となつた設備廃棄等欠損金額に、租税特別措置法第六十八条の九十八第二項に規定する達するまでの金額のうちに当該欠損連結事業年度において生じた当該連結法人に係る租税特別措置法施行令第三十九条の百二十二第一項（中小連結法人の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用）に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた金額（当該金額が当該連結法人の連結欠損金個別帰属発生額から当該連結法人に係る同条第二項に規定する計算した金額を控除した金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）の占める割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額」とする。

4　法第六十八条の九十八第一項ただし書に規定する設備廃棄等欠損金額について法人税法第八十一条の三十一第一項の規定により還付を受ける金額の計算の基礎とした金額（以下この項において「還付対象設備廃棄等欠損金額」という。）がある連結親法人が同条第四項の規定に該当することとなつた場合において、同項において準用する同条第一項の規定を適用するときは、当該還付対象設備廃棄等欠損金額が生じた同項に規定する欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち当該還付対象設備廃棄等欠損金額に相当する金額は、ないものとする。

第三十九条の百二十四の五の次に次の一条を加える。

（協同組合等が有する普通出資に係る受取配当等の益金不算入の特例）

第三十九条の百二十四の六　連結親法人が法第六十八条の百五第一項の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する普通出資（以下この条において「普通出資」という。）につき支払を受ける法人税法第八十一条の四第一項に規定する配当等の額のうち同条第二項に規定するものの配当等の額は、当該連結親法人のみを法人税法施行令第百五十五条の七第一項第三号ロの事業年度が連結事業年度に該当するものとみなして同条の規定により計算した数に相当する当該普通出資の同項に規定する配当等の額とする。